

障害福祉サービスの支給決定の考え方

千葉県における障害福祉サービスの支給決定においては、個々に異なるサービス需要における要否を共通の基準により判断するため、標準的なサービス利用における1か月あたりの必要量として「標準支給量」を定め、支給決定における原則のサービス支給量としています。

10月からの障害福祉サービスの標準支給量については、障害福祉サービスごとに設定される国庫負担基準を基に設定する予定ですが、現時点での国庫負担基準は、「訪問系サービス」は示されていますが、「日中系サービス」、「居住系サービス」については示されていないことから、下記の方向性で検討中です。

1 訪問系サービス

訪問系サービスの標準支給量については、障害程度区分に応じて定められた国庫負担基準の単位数を基に算出した時間数を「基礎時間数」とし、これに、障害程度区分に反映していない介護者の状況を反映させた時間数を標準支給量として定める。

2 日中系サービス及び居住系サービス

日中系サービス及び居住系サービスの標準支給量は、サービスの性質により算出する以下の日数とする。

<日中系サービス>

生活介護
旧法施設支援（通所）
自立訓練
就労移行支援
就労継続支援

暦日数－8日

<居住系サービス>

療養介護
共同生活介護
施設入所支援
旧法施設支援（入所）
宿泊型自立訓練
共同生活援助

暦日数

※ 暦日数は、当該月の日数